

児童相談所設置に向けた検討状況について

児童相談所の設置に向けた検討状況について、下記のとおり報告する。

記

1 人材の確保・育成

(1) 職員配置の考え方

児童相談所への職員配置については、児童福祉法及び児童相談所運営指針等による基準に従うとともに、複雑多様化する児童虐待相談へのきめ細やかな対応や、関係機関と連携した切れ目ない一貫した支援を提供するなど、区が設置する児童相談所として着実に運営できる人員体制を確保する。

○児童相談所の人員配置基準（児童福祉法、同施行令、同施行規則、児童相談所運営指針による）

所長	1名
児童福祉司	人口4万人に1名、児童虐待に係る相談実績に応じ加算
児童福祉司スーパーバイザー	児童福祉司5名につき1名
児童心理司	児童福祉司2名につき1名以上
児童心理司スーパーバイザー	配置基準に関する明文の規定はなし
医師又は保健師	1名以上
弁護士	配置基準に関する明文の規定はなし

※一時保護所職員は、児童福祉法施行規則第35条による。

(2) 専門職の確保

児童相談所の開設時期を見据え、福祉職・心理職などの専門職を計画的に採用する。心理職は平成30年度より採用し、子ども家庭支援センターへ配置する。また、児童福祉司は、任用資格を持つ職員の人事異動により対応するほか、福祉職の経験者採用を活用していく。さらに、児童相談所経験者の任期付採用も検討する。

(3) 児童相談所への派遣研修

児童相談所開設時の円滑な運営に向け、児童相談所への職員派遣を計画的に行う。

都の派遣研修受入れに上限があることから、区長会事務局が中心となって調整を行い、近隣自治体（他県・市）へ派遣研修を拡大することとした。このほか、板橋区独自の派遣先も含め、中核となる職員の育成を図っていく。

平成30年度は、児童福祉司6名、事務1名、一時保護所職員2名の派遣を行う。

○これまでの派遣実績

平成26年度：1名 平成27～28年度：1名 平成29～30年度：2名

(4) 専門研修の受講

平成30年度から特別区研修所において、職員の専門性強化を図るため、法定研修を中心とした基礎的知識の習得に加え、課題別に専門研修を実施する。これらの研修の積極的な受講を進め、スキルアップを図っていく。

2 財源について

(1) 財源についての考え方

財源確保については、特別区全体として交渉していくことが必要であり、特別区長会を通じて国及び都に働きかけを行っている。中核市が児童相談所を設置した場合には、地方交付税において財源保障されている。都と特別区の場合は、「都区財調制度」があり、特別区が児童相談所を設置した場合も、当然に財政調整交付金で財源保障すべきものであることから、その対応を都へ強く要請している。

(2) 国庫補助金・国庫負担金

児童相談所の整備・運営等に係る財源措置としては、補助（非常勤）職員経費（国庫補助金1/2）、一時保護所整備費（国庫補助金1/2）、児童入所施設措置費等（国庫負担金1/2）等がある。開設準備及び開設後の安定した運営に資するため、財源措置を活用していく。

3 整備計画について

平成29年5月策定の「（仮称）子ども家庭総合支援センター基本構想」を踏まえ、事業方針や施設内のエリアイメージ、整備方針など、具体的な施設整備計画としての「基本計画」を策定していく。

○今後のスケジュール（予定）

- 平成30年6月 子どもの貧困対策調査特別委員会報告（中間のまとめ）
- 7月頃 区民等への説明（中間のまとめ）
- 9月頃 基本計画策定
- 10月 子どもの貧困対策調査特別委員会報告（基本計画）
- 11月頃 区民等への説明（基本計画）

4 施設整備の工程案について

（仮称）子ども家庭総合支援センターの施設整備については、次の工程案により進めていく。整備工程イメージについては、別紙参照。

○施設整備の工程案

- 平成29年度 体育館等解体設計
- 平成30年度 体育館等解体工事・道路拡幅仮整備、東側校舎等解体設計、基本・実施設計着手
- 平成31年度 基本・実施設計、東側校舎等解体工事
- 平成32年度 （仮称）子ども家庭総合支援センター整備工事
- 平成33年度中 竣工、開設

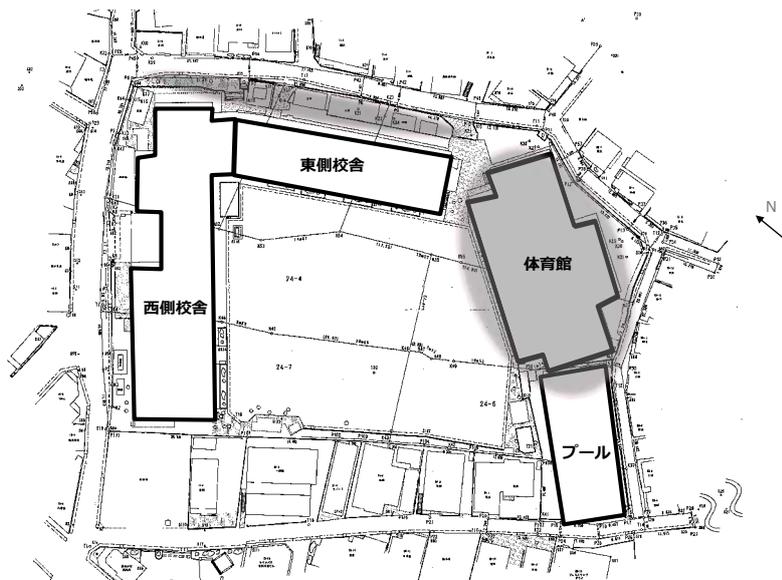
5 平成29年度の進捗状況まとめ

- 5月 「（仮称）子ども家庭総合支援センター基本構想」策定
- 6月 子どもの貧困対策調査特別委員会報告（基本構想）
- 7月 関係機関・区民等への説明
- 8月 体育館等解体設計委託契約締結
- 9月 基本計画策定支援等委託事業者プロポーザル実施
- 12月 子どもの貧困対策調査特別委員会報告（検討状況）、基本計画策定支援等委託契約締結
- 2月 子どもの貧困対策調査特別委員会報告（検討状況）
- 3月 国有地の取得（予定）
- 通年 「児童相談所移管に係る検討会・幹事会」各4回開催（第4回は3月開催予定）
「特別区共通課題」「都協議課題」「各区検討課題」対応策の検討
児童相談所視察、職員向け有識者による講演会開催

施設整備の工程 (案)

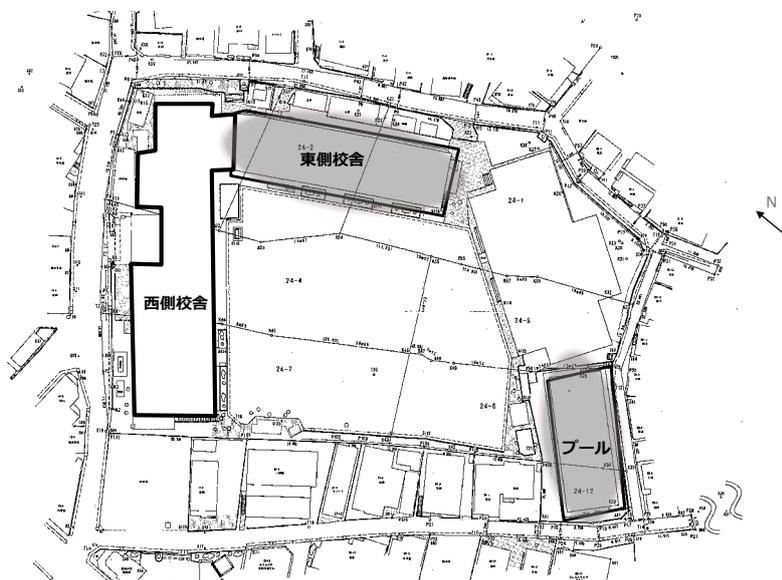
平成30年度

体育館等解体工事・
道路拡幅仮整備



平成31年度

東側校舎等解体工事



平成32～33年度

(仮称) 子ども家庭総合支援
センター施設整備工事

※配置場所・規模はイメージ

